

平成23年度  
実施事業

事務事業名	男女共同参画社会づくり事業（民間シェルター運営補助金）
-------	-----------------------------

区分	No	名称
章	1	やさしさと共生するまち
節	4	男女共同参画社会の実現
施策	1	男女の人権が尊重される社会の実現
小分類	2	女性の人権保護
主要な施策	1	配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実
事務事業番号	001	事業開始年度 平成 12 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 一般会計

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスG
-----	-------	-------	---------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者からの暴力から逃れる女性を守ることにより、女性の人権と尊厳を守り、男女が対等に生きることができる社会を実現することを目的として、心身の安全確保や自立のための支援を行なう民間シェルター（NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ）を支援、円滑な運営を図るために補助金を支給する。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	配偶者からの暴力被害者保護のため、民間シェルターが重要な役割を担っている。平成14年9月策定した登別市男女共同参画基本計画に盛り込んだ「女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止」の施策の展開を図る必要がある。室蘭市、伊達市と3市により「NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ」の運営を補助し活動の支援を行った。また、当市におけるDV被害者相談に対して関係機関と連携を図り、当事者本位の対応を行った。 【実績事業】 DVシェルターでの保護 シェルター利用者数（平成23年度） 83名 うち登別市民25名（同伴子ども8名） 自立支援の活動 自立後のサポート業務等のほか、子どもの居場所ポケットの運営、シェルター入所中の子ども、ティーンプログラムの実施、子どもボランティア研修事業。
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「登別市配偶者暴力の防止及び被害者保護・支援に関する方針」を登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）（第2次）の項目に位置づけ、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
根拠法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称	千円					
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	150	150	150	150	150
事業費 合計			150	150	150	150	150

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	自立割合(夫の元へ戻らない場合)	%	目標値	90	90	90	90	90
			実績値	83	88			
	シェルター利用者のうち登別市民の数	人	目標値	15	15	15	15	15
			実績値	12	25			

現況		《Check》
現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》	
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者等からの暴力は、人目のふれることの少ない家庭内などで発生し身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など重複して振るわれている深刻な場合が多い。</li> <li>・配偶者間という親密な関係の中で起きるため発見が困難。</li> <li>・社会の理解が不十分で個人的な問題として捉えられやすい。</li> <li>・平成23年度当市におけるDV相談件数は前年の倍近くになっている。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の暴力を夫婦喧嘩の延長としてではなく、配偶者等からの暴力が人権侵害であるとのことを認識させる必要がある。</li> <li>・配偶者等からの暴力の根絶に向けた広報啓発が必要</li> </ul>	<p>平成14年度に策定した「登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）」が平成24年度に10カ年計画が終了することから、平成24年度はこれまでの成果や課題を踏まえつつ、また社会情勢の変化に対応するため「男女共同参画に関する意識調査」の結果を踏まえ第2次計画を策定する。</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「登別市配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する方針」を登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）（第2次）の項目に位置づけ、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</p>	

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について		
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が主体に行うべき事業である</li> <li>民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である</li> <li>国、道、他団体等との連携や広域化が可能である</li> <li>国、道、民間等の事業と重複・類似している</li> </ul>	<p>判断理由及びその他所見</p> <p>配偶者やパートナーなどからの暴力から逃れる女性や子どもを一時的に保護をしたり、相談を受け再出発のための様々な支援等を行う民間シェルターに対し、シェルター維持費のうち、家賃管理費及び水道光熱費の一部150,000円を市が補助することは妥当である。</p>
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、団体等から具体的な要望がある</li> <li>市民アンケートの結果から必要性が高い</li> <li>社会情勢、地域事情等から必要性が高い</li> <li>市民の大部分が関連することから必要性が高い</li> </ul>	<p>判断理由及びその他所見</p> <p>DVは犯罪であることが浸透し、シェルター利用者が増加している。また、市の窓口周知により相談件数が増加していることから、女性の人権と尊厳を守るため、今後も継続することが必要である。</p>
3. 事務事業の効率性について		
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>低予算、少労力で高い効果をあげている</li> <li>市で実施するほうが民間委託より効率性が高い</li> <li>多額の経費や労力を要するがやむを得ない</li> <li>将来的に効率性を向上できる</li> </ul>	<p>判断理由及びその他所見</p> <p>DV被害者が当市に1人でもいる限り女性への暴力やあらゆる権利侵害を防止するため、行政が支出する最小限の事業費であり削減はできません。</p>
4. 事務事業の成果について		
目的を達成するための成果はあがっていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の向上が見られる</li> <li>市民、団体等の声から成果を感じられる</li> <li>目に見える形で成果があがっている</li> <li>成果の把握は困難である</li> </ul>	<p>判断理由及びその他所見</p> <p>内閣府の広報やパープルダイヤルによりDVが犯罪であることが浸透し、シェルターの知名度が上がり利用者が増加している。また、市のDV相談件数も増加しており、シェルターと連携して継続的な支援を行っていることで女性の人権を守り男女共同参画社会の形成につながり効果があると考える。</p>

担当グループによる評価 《Check》

維持	<p>左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）</p> <p>『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』に基づき、行政として関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めるためシェルターを支援する意義は大きく、継続した補助が必要である。</p>
----	--

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考
----	----